改　　正　　後

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編）　-共通手続-

第１章　（省略）
第２章　共通事項
　第１節　（省略）
　第２節　汎用申請関係手続
　　システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　　ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第２１節（国際観光旅客税納付関係手続）を参照すること。
　　１から４まで　（省略）
　　［付表］汎用申請対象手続一覧（手続別特記事項）
　　【監視関係】
　　官署制限：申請官署制限手続
　　時間外　：時間外執務要請届が必要な手続
　　手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続
　　通関士　：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
（省略）						
K38	船卸許可申請撤回申出書提出					船卸許可申請番号を「申請番号」欄に入力する。
（削除）						
K49	国際観光旅客税の過誤納金の還付請求					－
（省略）						
K60	国際観光旅客税納税管理人に係る解任の届出					－
K84	海軍販売所等で購入した免税対象物品を亡失した場合の承認申請	●				申請する場合は、税務署長から交付を受けた亡失証明書を添付する。
（削除）						
K78	入出港予定表提出（個別）					－
（省略）						

　　【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】から【調査関係】まで　（省略）
　第３節から第３０節まで　（省略）
第３章及び第４章　（省略）

改　　正　　前

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編）　-共通手続-

第１章　（同左）
第２章　共通事項
　第１節　（同左）
　第２節　汎用申請関係手続
　　システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　　ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第２１節（国際観光旅客税納付関係手続）を参照すること。
　　１から４まで　（同左）
　　［付表］汎用申請対象手続一覧（手続別特記事項）
　　【監視関係】
　　官署制限：申請官署制限手続
　　時間外　：時間外執務要請届が必要な手続
　　手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続
　　通関士　：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
（同左）						
（同左）						
K82	輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の承認申請	●				１　当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 ２　申請する場合は、次のものを添付する。 ・申請者の旅券等の写し ・税務署長から交付を受けた亡失証明書
（同左）						
（同左）						
（同左）						
K84	海軍販売所等で購入した物品を亡失した場合の承認申請	●				１　当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 ２　申請する場合は、税務署長から交付を受けた亡失証明書を添付する。
K83	輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の承認申請	●				１　当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 ２　申請する場合は、次のものを添付する。 ・申請者の旅券等の写し ・税務署長から交付を受けた亡失証明書
（同左）						
（同左）						

　　【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】から【調査関係】まで　（同左）
　第３節から第３０節まで　（同左）
第３章及び第４章　（同左）